

医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

① 医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置状況	☑・無
② 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施状況	年 2回
<p>・ 研修の主な内容： (医局長会議報告)：改正医療法と医療安全への取り組み⇒医療法の改正に伴う医薬品の安全使用のための業務手順書についての内容説明（平成19年7月27日実施）。</p> <p>(病院全職員対象講演会)：「薬の安全使用を考える」と題して講演（平成19年9月19日実施）⇒医療事故と訴訟の実態および医薬品の安全使用の重要性と業務手順書についての内容説明</p>	
③ 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施状況	
<p>・ 手順書の作成 (☑・無)</p> <p>・ 業務の主な内容：1. 病院で用いる医薬品の採用・購入に関する事項. 2. 医薬品の管理に関する事項. 3. 患者に対する医薬品の投薬指示から調剤に関する事項. 4. 患者に対する与薬や服薬指導に関する事項. 5. 医薬品の安全使用に係る情報の取扱に関する事項. 6. 他施設との連携に関する事項.</p>	
④ 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策の実施状況	
<p>・ 医薬品に係る情報の収集の整備 (☑・無)</p> <p>・ その他の改善のための方策の主な内容：医薬品情報担当者から各社の医薬品情報の変更内容等の資料及び説明を受けている。インターネット等を利用して医薬品情報の入手に努めている。また、JAPICと契約し、定期的に医薬品情報を入手している。</p> <p>・ 院内医薬品集を定期的に発行するとともに、学内イントラネットを通じて院内医療従事者に情報提供している。また、特に注意を要する医薬品については「要注意医薬品の取扱手引き」をまとめて使用者に注意を喚起している。さらに、病棟薬局の薬剤師を通して緊急安全性情報等について関連の診療科・医師に提供している。</p> <p>・ 病棟薬局及び薬剤部製剤室にて薬剤師が注射薬の混合調製業務を担当し、がんセンターでは薬剤調製室を設置し、医師と連携しレジメン及び薬歴の点検後に抗がん剤の調製業務を実施している。</p>	

医療機器に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

① 医療機器の安全使用のための責任者の配置状況	☑・無
② 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施状況	年48回
<p>・ 研修の主な内容： 以下の機器の取り扱い方法・安全対策について研修を行った 人工呼吸器・ペースメーカー・血液浄化装置・除細動器・補助循環装置・輸液ポンプ・シリンジポンプ 放射線機器 等</p>	
③ 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の実施状況	
<p>・ 計画の策定 (☑・無)</p> <p>・ 保守点検の主な内容：</p> <p>以下の装置に対しては定期点検を実施している 人工呼吸器・血液透析装置・血液浄化装置・補助循環装置・保育器・麻酔器・体外式ペースメーカー 輸液ポンプ・シリンジポンプ・除細動器・電気メス</p>	
④ 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施状況	
<p>・ 医療機器に係る情報の収集の整備 (☑・無)</p> <p>・ その他の改善のための方策の主な内容：</p> <p>病棟で輸液ポンプ・シリンジポンプの使用前点検が実施できるよう、チェックリストを配布 病棟にてバックバルブマスクの組立ミスを発見したため、バックバルブマスクの組み立て図と使用前の確認方法を配布</p>	